

# だれもがいきいき ひびきあい

ユニバーサル社会の実現をめざして

～障害のある人の人権を考える～



# はじめに

わが国では、昭和45年に障害者基本法(当初は心身障害者対策基本法)が施行されてから、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」という「ノーマライゼーション」の考えのもと、障害のある人の「完全参加と平等」の実現をめざす取り組みは大きく進展しました。

兵庫県でも、福祉プランを策定し順次改定しながら、障害の有無などにかかわりなく、誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現をめざして、各種施策の推進に取り組んできました。

しかし、今日の自己中心的な個人主義や経済至上主義が基本原理であるような風潮のなかで、障害のある人に対する心ない言葉や視線、尊厳を傷つける行為など、障害のある人の人権を侵害する事案が後を絶ちません。

「障害は不自由であるが、不幸ではない。不幸にしているのは社会である」これはヘレン・ケラーの言葉です。私たちは、みんな同じ社会の一員です。不自由でも、周囲の理解や配慮があれば、できることがたくさんあります。

障害の有無にかかわらず、人はだれも“いきいきと”自分らしく輝いて生きたいと願っています。その願いがかなうように、日常の生活の中で障害のある人とのかかわりを通じて、共に生きる価値や喜びが実感でき、互いに認め合い支え合えるような“ひびきあう”共生社会を築きたいという思いから、この冊子を作成しました。

この冊子を、家庭や職場、地域など身近な場で活用いただき、障害のある人の人権について、「自分自身のこと」として、いっそう理解を深めるきっかけにしていただければ幸いです。

そして、真の共生社会の実現に向けて、人権文化がさらに定着することを心から期待しています。

平成18年3月

兵庫県・財団法人兵庫県人権啓発協会

## 目 次

この気持ち、わかちあいたい	1
暮らしなかで	2
「障害」ってなに?	4
障害のある人を取り巻く課題	7
共に生きる社会に向けて	13
資料編	18
障害のある人の相談・就労支援の窓口	24

(表紙) 絵：「みんなを笑顔にするハッピークッキー」

兵庫県、神戸市、社会福祉法人プロップ・ステーション、通販会社フェリシモの4者が、障害のある人々の自立と社会参加をサポートすることを目的に「チャレンジド・クリエイティブ・プロジェクト」(CCP)を平成14年にスタートさせました。産官民の連携によって、兵庫県内の授産施設や小規模作業所から個性的で質の高い手作り商品が生み出されています。表紙のクッキーは、このCCPによって平成16年に作られました。

写真提供:(株)フェリシモ CCPのホームページ <http://www.prop.or.jp/CCP/>

# この気持ち、わかつあいたい

障害のある人がつづる“こころのうた”です。人として生きる尊さや共に生きる素晴らしさなど、わたしたちにとって大切なことを考えさせられます。

## 「私だから」

いろんなことできないなんて

知らない人は言うけれど

私だってこいつらがんめになつたら

何でもできる

クッキー や ブラウ

ふくわをつかって 作れちゃう

小さいいいはよぐ

お母さんに後からささえてもらひて 歩きました

今はもうできない と言ひて あきらめではだめ

思うのが大切

何でもあきらめではいけない

がんばる気持が大事だから

体はふじゅうだからと

かわいそうだってそんなこと 言われたくない

好きな人と 手をつないで歩くことが 夢

私はゆびわをしたり ネックレスもしたい年ごろ

ふつうの人として 見てほしい 話しもしてほしい

体はふじゅうでも これが私だから



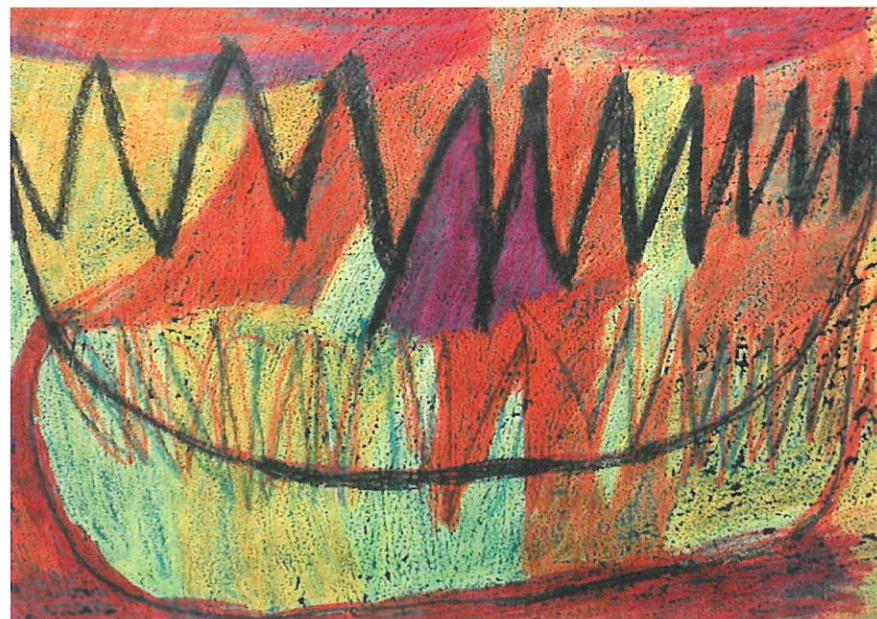
河合香織

昭和53年、小野市生まれ。生後8か月で「脳性マヒ」と診断。自作の詩が「わたぼうしコンサート」や「NHKハート展」で入選。NHKテレビ番組「きらっといきる」でも紹介。

河合香織

## 「私、咲いている」

吉川美弥子



西宮市の通所授産施設「武庫川すずかけ作業所」の絵画クラブは、独創性豊かな作品の制作、展覧会の企画など、さまざまな分野にわたって活動しています。そこで制作活動をしていた吉川さんの作品です。

未来に向かって咲き誇る巨大なチューリップから“いのちの鼓動”が聞こえてくるようです。

# 暮らしのなかで

## 輝いています

「ノーマライゼーション」とは、障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会をめざすという考え方です。

多様な選択が可能な社会では、不便さや困難さをなくす工夫や支援があれば、自分自身で生き方を決定(選択)し、個性や能力を発揮していきいきと生活できるのです。

### くらす



グループホーム(世話人付き共同生活住居)で、地域の人たちに支えながら、4人で楽しく暮らしています。

### はたらく



福祉施設に入所している人たちが、工業用プラスチック製品をつくる民間の会社で、自分に合った仕事をしています。

### ふれあう



第1回兵庫県障害者芸術・文化祭でのダンスパフォーマンス。障害のある人がさまざまな人たちとつくる舞台芸術に熱意とエネルギーを感じます。

### まなぶ・スポーツする



兵庫県で初めて誕生した電動車いすサッカーチーム。重度の障害がある人でも、レバーを握る力(手・足・口・あご)があれば参加できます。

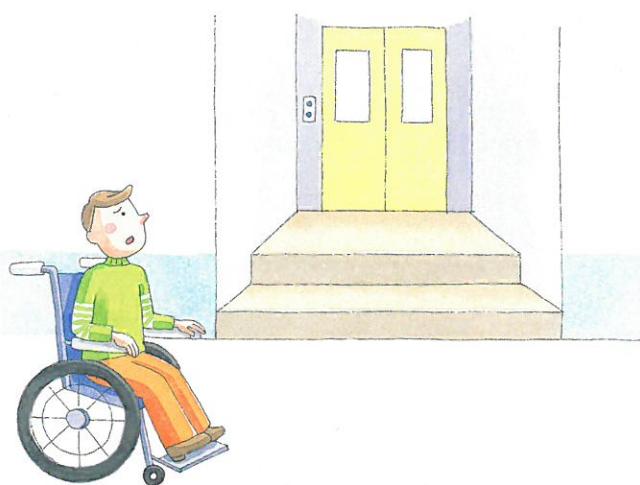
# でもちょっと困ったことが！

「バリアフリー」ということばがあります。それは、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを取りのぞくという意味ですが、現在は障害のある人の社会参画を困難にしている社会的・制度的・心理的な面など、全ての障壁を取りのぞくという意味でも用いられています。

バリアには目に“見えやすいもの”と“見えにくいもの”があります。

わたしたちの社会には、どのようなバリアが存在しているでしょう。

## 物理的なバリア



歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差など

## 制度的なバリア



障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限するなど

## 文化・情報面でのバリア



音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示がないなど

## 心理的なバリア



心ない言葉や視線、障害のある人を特別な存在としてとらえるなど(心の壁)

# 「障害」ってなあに？

## 「障害」は身近なこと

「障害」は、人の生涯の中でいつでも生じうることで、また、家族や友人、職場や地域など自分と関係のある人も含めて考えると、だれにとっても身近で、けっして特別なことではありません。

障害者基本法では、「『障害者』とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義されています。

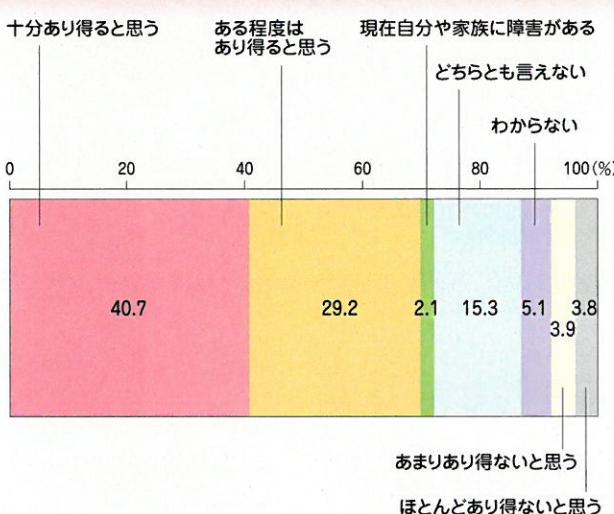
あなたのまわりの障害のある人を思いかべてみましょう。



## 資料

### 障害のある人をめぐる意識や状況

将来自分や家族が障害のある状態になることがあり得ると思うか



身近に障害のある人がいたことがあるか



（内閣府「障害者の社会参加に関する特別世論調査」（平成17年2月））

### 見えない障害もあります

心臓、じん臓、ぼうこう・直腸、呼吸器、小腸の機能障害及びHIVによる免疫機能の障害を「内部障害」といいます。これは、聴覚障害、自閉症その他の発達障害と同じように見た目では分からぬいため、困っていることがまわりの人に気づかず苦しんでいる人がいます。また、心臓にペースメーカーを入れている人もいます。電車やバスの中で「携帯電話の使用を控えてください」と放送されたとき、どうしていますか。あなたの近くに、「つらい、しんどい」と言えずに我慢している人はいませんか。

内部障害のある人の存在を正しく知つてもらうために、「ハート・プラスマーク」<思いやりの心をプラスするという意味>が考案され、広く啓発活動が進められています。社会の理解を深めるために、「見えない障害をいかにして見せていくか」が大切です。



# 「障害」はさまざま

ひとことで「障害」といっても、その状態はいろいろです。例えば身体障害といつても、視覚(目)、聴覚(耳)、肢體(手足)、内臓機能といった種類があります。また、その中の視覚障害をとっても、光を全く感じることができない人から、活字を拡大するなどの配慮があれば読める人まで、程度はさまざまです。さらに、障害の生じた時期によっても多様なケースがあります。

このように、障害の内容には個人差があり、生活の困難さやニーズ、コミュニケーションの手段なども人によってそれぞれ違います。

## 身体障害とは

身体障害者福祉法上の「身体障害者」とは、「同法別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」とされています。18歳未満の人でも身体障害者手帳が交付され、障害の程度は1~6級に区分されています。

\*別表に掲げる障害:「視覚障害」「聴覚又は平衡機能の障害」「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害」「肢體不自由」「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害」



〈指点字〉

盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障害のある人)の会話法の一つ。点字タイプライターのキーの配置をそのまま人の指に当てはめ、手と手で直接行います。

## 知的障害とは

知的障害者福祉法上は定義づけられていませんが、国では「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされています。障害の判定を受けた人は療育手帳が交付され、障害の程度はA(重度)B1(中度)B2(軽度)に区分されています。

## 精神障害とは

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において「精神障害者」とは、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他精神疾患を有する者」とされています。障害の判定を受けた人には精神障害者保健福祉手帳が交付され、障害の程度は1~3級に区分されています。



## 発達障害って なに?

これまで障害のある児童生徒の教育や福祉施策で十分な対応がなされてこなかった発達障害のある人を支援するために、平成17年4月から「発達障害者支援法」が施行され、その体制の整備が進められています。

この法律では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義しています(くわしくは19ページ)。「広汎性発達障害」とは、自閉症とそれに近い特徴のある発達障害の総称です。これら発達障害は必ずしも知的障害をともなうものではありません。同じ診断名でも子どもの個性や発達の状況、年齢、おかけた環境などによって症状は異なるので、一人ひとりを理解しようすることが大切です。

また、これらの背景には、脳機能(中枢神経系)に何らかの障害があるものと考えられており、行動について「親のしつけが悪い」ということではないのです。

# 障害のある人の数は？

わが国の障害のある人の概数(平成16年度の障害種類別手帳の交付者数)は、約656万人(兵庫県では約30万人)です。これは総人口の約5%に当たり、国民のおよそ20人に1人が何らかの障害がある人ということになります。さらに難病患者や発達障害の人を人数に含めると、その割合はもっと高くなります。

高齢化が進展する中で、人生の中途で障害を有することも多くなり、障害のある人の数は年々増加しています。

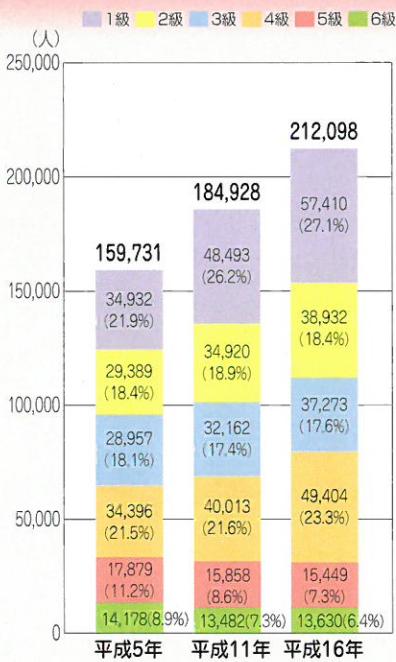
障害の状態については、ますます重度化・重複化の傾向にあり、障害の特性に応じた適切な支援やサービスの提供がいっそう必要となっています。



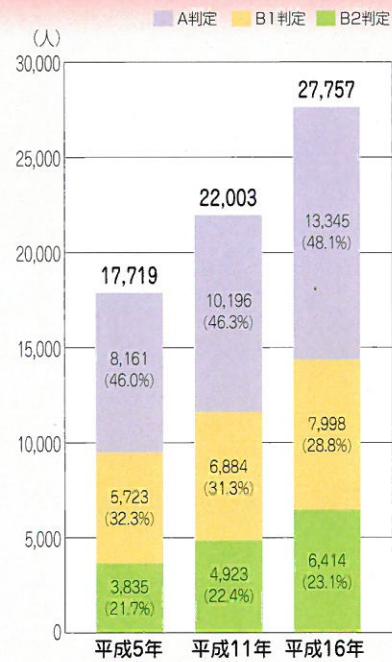
## 資料

### 兵庫県の障害のある人の状況(人数)

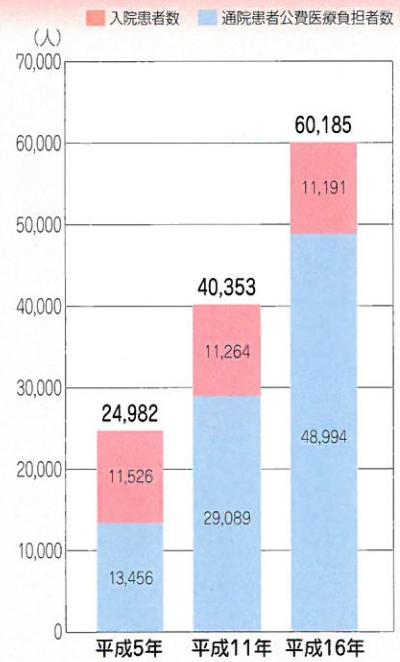
身体障害者手帳交付者数



療養手帳交付者数



精神病院又は精神科の患者数



(平成16年兵庫県障害者(児)実態調査)

## 豆知識

### 学校ではどれくらい？

盲・聾・養護学校もしくは障害児学級に在籍する、または通級による指導を受ける幼児児童生徒数(平成16年5月1日現在)は、全国で約22万5千人(兵庫県では8,265人)で、全体の約1.4%です。このうち、義務教育段階は約17万9千人(兵庫県では6,320人)で、全学齢児童生徒数の約1.6%を占め、増加の傾向にあります。特に重度・重複障害のある児童生徒が増えています。

# 障害のある人を取り巻く課題

## 障害のある人をどう見ていますか？

障害のある人が車いすでの入店を拒否されたり、アパートの入居を断られたりする事例が起こっています。心のどこかで「障害があるからめんどうだ」と思ってはいませんか。「障害のある人はかわいそう」と決めつけていませんか。どちらも理解不足や偏見です。

障害のある人は、ありのままの姿を「普通のこと」「当たり前のこと」として受け入れ、認めてほしいのです。

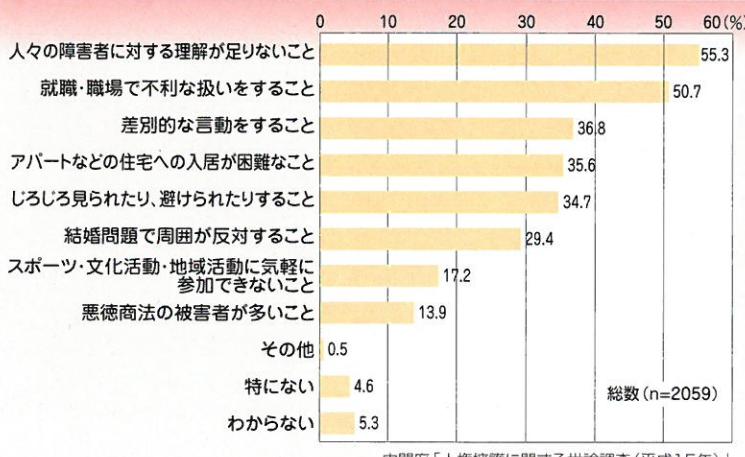
大事なことは、まず障害や障害のある人のことを正しく理解しようとすること。そして、さまざまな“かかわり”を通して「こころのバリアフリー」をすすめていくことではないでしょうか。



### 資料

#### 障害のある人の人権問題に関する意識

あなたは、障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われますか。



内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成15年）」

#### 豆知識

平成16年6月に障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別その他の権利侵害の禁止が明記されました。

また、国民の間に広く障害のある人の福祉についての关心と理解を深めるとともに、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために、12月3日から12月9日（障害者の日）までの1週間を「障害者週間」とすることが決めされました。

### C O L U M N コラム

#### ここにも大きな理解不足と偏見が！

障害のある人や高齢者のための施設の新設や移転の時に、近隣住民の反対運動によって中断したり遅れたりするなど、施設と地域間のトラブルのことを「施設コンフリクト」と言います。

もし、あなたの住む町に障害のある人の施設ができることになったら、あなたはどう受け止めますか？

障害のある人たちが地域社会のかけがえのない一員として、安心して生活を送れる「共生社会」を実現するためには、施設コンフリクトの解消に向けた取り組みも進めていかなければなりません。

# 障害のある人が暮らしやすい社会ですか？

近所のスーパーなどには障害のある人のための駐車場やスロープがありますか。駅周辺の点字ブロックの上に自転車が放置されているのを見かけることはありませんか。障害のある人が生活する上で、バリアとなる「移動」の困難さを取りのぞき、環境をととのえることが大切です。

兵庫県では、すべての県民がいきいきと生活できるように、全国の都道府県に先がけて、「福祉のまちづくり条例」をつくりました。身近な施設のバリアフリー化を促進し、障害のある人や高齢者を含むすべての県民が自由に移動し、活動できるように、だれもが住みやすく人にやさしい「福祉のまちづくり」をすすめています。



点字案内板

この左側に呼び出しボタンがあります。  
エレベーターのかごの中の操作について  
行きたい所の押しボタンを押してください。  
「◀▶」ボタンは閉じかけた扉を開くとき押して下さい。  
「▶▶」ボタンを押せば扉はすぐ閉ります。  
非常のときはインターホンの非常呼びボタンを押し  
続けてください。係員が応答します。



公衆電話



## C O L U M N

### 補助犬はペットではありません。

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴する人の受け入れを、公共施設・交通機関だけでなく、不特定多数の人が利用する民間施設にも義務づける「身体障害者補助犬法」が平成15年10月に全面施行されました。しかし、入場拒否にあうケースが後を絶ちません。

補助犬使用者団体が行った調査では、レストランや宿泊施設などから入場を拒絶された経験が8割、そのうち半数以上は説明しても認めてもらえなかったそうです。「補助犬は障害のある人の身体の一部である」ということが多くの人々の共通認識となり、補助犬を自然に受け入れられる社会を築いていきたいものです。



# 暮らしの安全は守られていますか？

近年、障害のある人への暴行や虐待がマスコミ等で大きく取り上げられ、社会的な関心が高まっています。虐待は、人としての尊厳を踏みにじる重大かつ深刻な人権侵害です。

平成18年4月に施行される「障害者自立支援法」において、障害のある人への虐待防止や早期発見、関係機関との連絡調整など、障害のある人の権利擁護のために必要な援助について初めて規定されました。

また、障害のある人をねらった賃金や預金の搾取、悪徳商法などの被害も後を絶ちません。緊急災害時に最も被害にあいやすいのは、障害のある人や高齢者をはじめとする「災害時要援護者」です。

日頃から隣近所で声をかけ合うなど、日常的なコミュニケーションや交流を通して、地域ぐるみで協力し合い、見守っていくことが大切です。



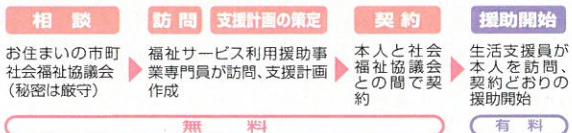
## 権利を守るために制度

### 地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人たちが、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、利用者との契約にもとづいて福祉サービスの利用・援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、その人の権利を擁護する事業です。

日常的な金銭管理や生活に不安がある人、福祉サービスの利用手続きや介護保険の申請援助等を希望する人は、最寄りの市町社会福祉協議会にご相談ください。

### ●福祉サービス利用援助事業の流れ



### 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の不十分な人たちが、自立して生活できるように、財産管理や身上監護をとおして支援していく制度です。



## COLUMN コラム

### 障害のある人の虐待はなぜおこる？

虐待の多くは、「しつけ」や「指導」（訓練）という名目で行われ、体罰を容認したり、体罰であるという認識を欠いたりする環境の中で起こっています。また、虐待がなかなか表に出ず繰り返される理由として、家庭や施設などの閉ざされた空間の中で、しかも虐待の本質が本人にも理解されず、その保護者も「他に行く所がない」「（施設で）世話をっている」という意識から、なかなか助けを求めることができない実情があることも指摘されています。

虐待を防止するには、保護者や施設職員等の倫理観や人権意識を高め、支援のスキルを身につけること、さらに関係機関（者）の連携を十分に図ることが必要です。



# 自分らしく学べる環境ですか？

「生きることは学ぶこと」と言われます。

障害のある児童生徒が、まわりの理解不足や誤解・偏見がもとで、いじめの対象となったり、不適応を起こしたりして、学習できなくなる場合があります。

「ノーマライゼーション」の視点に立って、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進め、地域に根ざした多様な教育活動を継続、発展させていくことが必要です。

また、従来の「障害児教育」の対象の障害だけでなく、LD・ADHD・高機能自閉症等も含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や支援を行う「特別支援教育」への転換が図られています。

何よりも教職員、保護者及び地域住民の理解と協力が大切です。



養護学校の生徒が「トライやる・ウィーク」に挑戦。  
幼稚園児から「お兄ちゃん」と呼ばれて楽しく活動しています。



## 豆知識

### 卒業生の進路は？

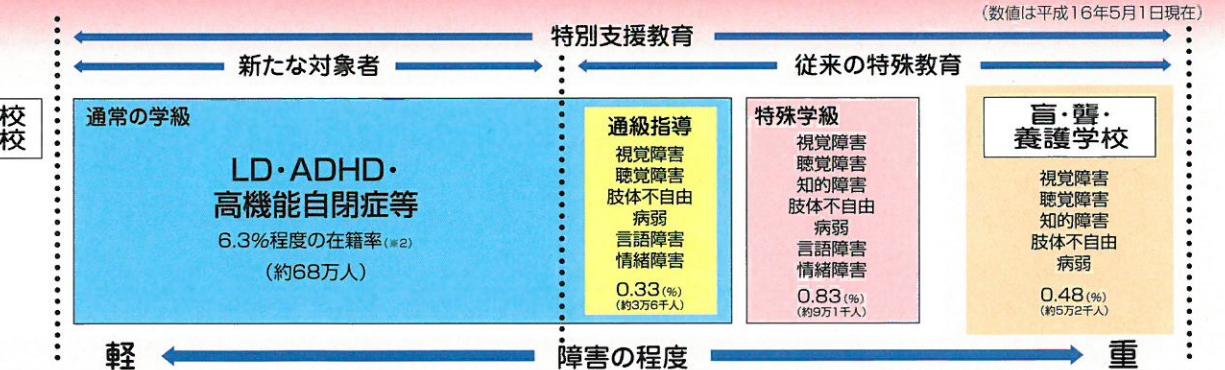
盲学校や聾学校の高等部（本科）では、半数近くが進学（職業訓練校・各種学校、盲・聾学校の専攻科、大学へ）しますが、養護学校では、社会福祉施設・医療機関への入所・利用の割合が半数を超えていました。

近年、大学等で学ぶ障害のある学生が増えてきましたが、受験時だけでなく、入学から卒業までの必要な配慮やサポートなど、受け入れ環境の整備と拡充が求められています。

## 資料

特別支援教育の対象の概念図 学齢児童生徒に係るもの（※1）

全学齢児童生徒数  
1092万人



# 安心して働ける環境ですか？

「働く」ことは自立した生活を送るための収入を得る手段であり、自らの可能性に挑戦しながら、社会の一員として積極的に社会参加することでもあります。

「障害者の雇用の促進に関する法律」では、障害のある人が、その適性と能力に応じて可能な限り働くことができるよう、民間企業等に一定の割合（「法定雇用率」といい、民間企業では1.8%）以上雇用しなければならないことが定められています。

しかし、働く意欲はあっても、なかなか就労機会に恵まれていないのが現状です。

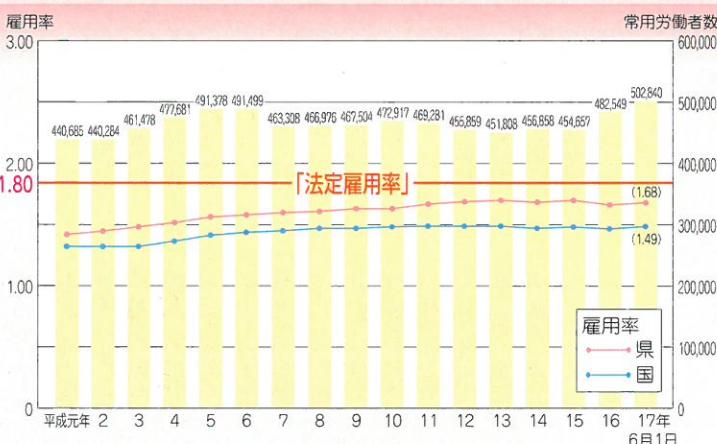
その人に合った働き方で、やりがいが持てるような工夫や協力が求められています。



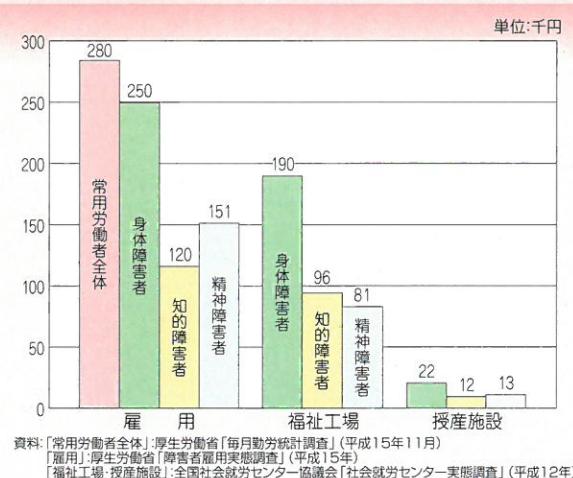
## 資料

障害者の雇用状況等の推移（民間企業）

賃金・工賃の平均月額



(資料提供 兵庫労働局)



## 障害のある人がもっと働けるために

従来から福祉施設等での職業訓練（職業リハビリ）や実際の職場経験等は実施されていますが、近年、援助付き就労の取り組みが注目されています。これは、「ジョブコーチ」と呼ばれる専門的な就労支援者が、一定期間、障害のある就労希望者に同行して、本人はもちろんのこと、事業主や従業員に対して必要な助言を行うなど、障害のある人が職場に適応するためにきめ細かな支援を行っています。

また、障害のある人の雇用率に特別に配慮した子会社を設立した場合、一定の要件のもとに子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして雇用率を計算できる「特例子会社制度」を活用している企業があります。

さらに、平成18年4月から自宅等で就業する障害のある人に仕事を発注することを企業に奨励する制度が新しく始まり、その効果が期待されています。障害のある人の雇用を進めるために、さまざまな分野の関係者が連携して取り組んでいかなければなりません。

# 地域でのふれあいは進んでいますか？

障害のある人といっしょに活動したことはありますか。

障害のある人も地域の中でいきいきと輝きたいと願っています。しかし、まわりの無理解や偏見、コミュニケーション不足などから、障害のある人の活動を制約し、生き方をせばめてしまっていることがあります。

コミュニケーションの困難さを取りのぞき、暮らしの情報が得られるように配慮するとともに、地域で行われる文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、奉仕活動などのさまざまな活動に参加できるきっかけをつくっていくことが大切です。

そして、障害のある人との交流の機会を重ね、ふれあうことによって、お互いの理解が深まり、「共に生きる地域社会」の実現につながっていくのではないかでしょうか。



耳の不自由な方は  
筆談しますので  
申し出てください。



## ●耳のシンボルマーク

目の不自由な人の「白い杖」や「くるまいすマーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案されたのが「耳マーク」です。耳に音が入ってくる様子を矢印で示し、一心に聞き取ろうとする姿を表したものです。

## 豆知識

### 障害のある人とスポーツ

障害のある人のスポーツに対する国民の理解と関心は年々高まっています。障害のある人にとって、スポーツを通じて可能性に挑戦したり、さまざまな人と交流したりすることは、自立と社会参加に向けた勇気や自信につながります。兵庫県では、平成18年10月14日～16日、障害のある人のスポーツ大会である「のじぎく兵庫大会」(第6回全国障害者スポーツ大会)が開催されます。



第6回全国障害者スポーツ大会  
**のじぎく兵庫大会**  
はばたこう ともに今から ひょうごから

# 共に生きる社会に向けて

## ユニバーサル社会の実現をめざして

障害のある人もない人も共に暮らす社会こそ、真に豊かな社会であり、その実現のために、だれもが対等な構成員として、社会のあらゆる活動に参加、参画できる環境づくりが求められています。

兵庫県では、障害の有無や年齢などにかかわりなく、だれもが、同じ地域社会で生活する者として、主体的に生き、社会の支え手となる「ユニバーサル社会」の構築をめざしています。

そのため、障害のある人の活動や社会参加を制約することのないよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、バリアのない生活環境を整えるとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう、保健・医療・福祉、就労、教育、住まいなど幅広い分野での取り組みが必要です。

### ひと

だれもが、  
たがいの人格と個性を尊重し、  
支え合う社会



### 私たちがめざす ユニバーサル社会とは

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわりなくだれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

### 参加



だれもが、  
持てる力を発揮して働くなど、  
主体的に参加・参画できる社会

### もの

だれもが、  
容易にモノを利用し、質の高い  
サービスを共有する社会



### 情報

だれもが、  
多様な方法で、理解しやすい情報を手に入れ、交換できる社会



### まち



だれもが、  
安心して住まい、自宅から街なかまで安全・快適に移動し、活動できる社会

### 豆知識

#### バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、もともと身のまわりにあった障壁(バリア)を、何か工夫したり手を加えたりすることによって取りのぞくこと。これに対してユニバーサルデザインは、設計段階からすべての人にとって使いやすいものをめざして作られている製品、建物、環境のデザインのことです。

ユニバーサルは、「普遍的な、すべての人の」などと訳されています。

#### 〔ユニバーサルデザインの例〕



だれもが利用しやすい多機能トイレ



だれもが利用しやすい自動販売機

# 「何かお手伝いしましょうか」

何かボランティア活動に参加したことがありますか。

平成7年の阪神・淡路大震災では、年間138万の人がボランティア活動に取り組み、「ボランティア元年」と呼ばされました。

ボランティアとは、もともとは「自由意志で決意する」という意味で、ひとことで言えば、「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献すること」(平成5年7月、中央社会福祉審議会「意見具申」より)です。

兵庫県では、障害のある人が困っているときに、「何かお手伝いしましょうか」と気軽に声をかけ手助けをする「障害のある方への声かけ運動」を展開しています。

障害のある人が地域で暮らす課題は、地域のみんなの課題です。



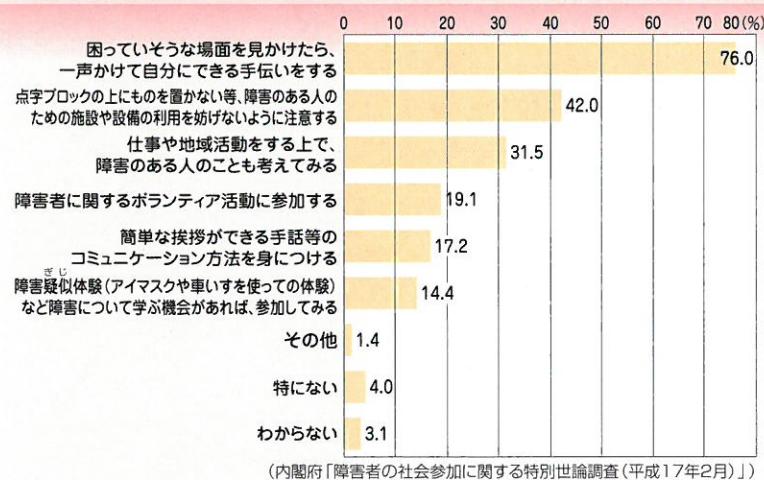
声かけ運動PR  
(ひょうご・ヒューマンフェスティバルにて)



## 資料

### 障害のある人の社会参加に関する意識

#### 障害のある人の社会参加の機会を広げるためにできること



### ボランティアグループ・ボランティアの状況

区分	ボランティアグループ	ボランティア人数 (個人・団体)	総人口に占める割合※
兵庫県	8,780団体	239,875名	4.3%
全国	83,778団体	3,653,543名	2.9%

全国社会福祉協議会調べ。(平成15年度末)

※総務省統計局推計人口(平成15年10月1日)をもとに算出

## 豆知識

### 県民ボランタリー活動

兵庫県では、県民が行い、または県民のために行われる自発的で自律的な活動であって、不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものを「県民ボランタリー活動」と呼び、その取り組みの促進と支援に努めています。

ボランタリー活動の全県的な支援拠点として、「ひょうごボランタリープラザ」、さらに県内のすべての市町社会福祉協議会には、ボランティアセンターが設置され、ボランティアの相談や登録をしています。

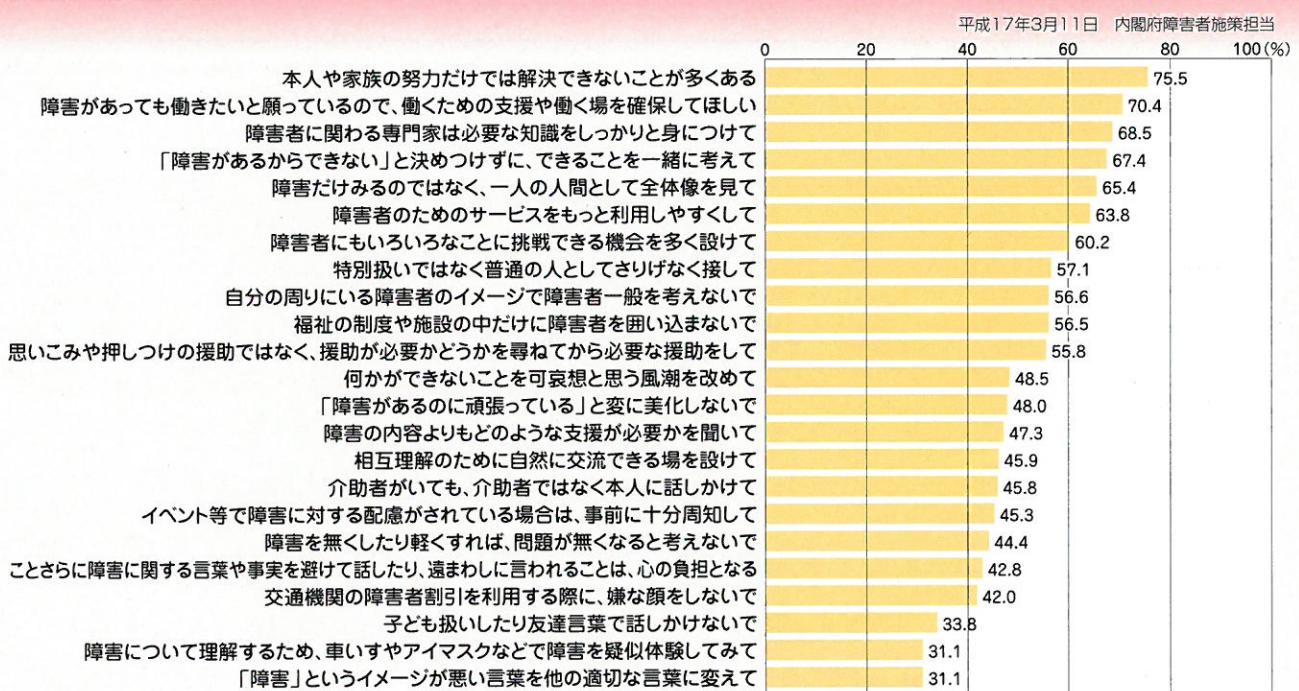
# 知ってほしいことがあります

障害のある人が生きやすい社会は、すべての人にとって生きやすい社会です。それは、一人ひとりが大切にされ、個人が個人としていきいきと輝いている「人権文化に満ちた社会」です。

その実現にむかって、「当事者の声」にじっくりと耳を傾け、しっかりと受け止めることが、行動のスタートです。



## 資料 「障害のある当事者からのメッセージの意見募集結果(抜粋)」 必要な配慮について特に知ってほしいこと(全障害)



(資料 内閣府共生社会政策統括官ホームページから作成)

## グループホームを訪ねて

「ひまわりの家」は知的障害のある4人が生活を共にするグループホームです。彼らは近くの福祉施設で兄弟姉妹のように暮らしていました。一軒家に住むにあたって4人は1か月間マンションに住んで生活トレーニングをし、平成17年4月からホームでの生活を始めました。それぞれが個室を持ち、世話人4人が交替で朝夕の食事の支度などをするほかは自立した生活を送っています。

一番年長のマサノブさんは、みんなのムードメーカー。施設で作業をするほか、週2回はボランティアでデイサービスセンターの風呂そうじや窓ふきをしています。庭では菊菜、ほうれん草、赤エンドウを作り、食卓にいろいろ添えるのに一役買っています。

優しい笑顔のハツコさんは、たこ焼き屋さんで接客や下ごしらえをしており、作業ボランティアにも通っています。歌が好きで、ときどき自分の部屋で歌っています。

働く事が大好きなマサトシさんは、近くの病院で庭の手入れなどの仕事をしています。自室に同居するのは2羽の鳥。友達であり、宝物もあります。

体調が悪かったレイコさんは元気になり、就職活動を始めました。バスに乗ってハローワークに行っています。家の仕事が好きで、ときどき料理をします。

4人それぞれが得意な仕事を分担してホームの生活が営まれ、笑い声も聞こえています。



## 「チャレンジドが元気と誇りを持って働く日本に」



### 竹中 ナミ

社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長  
兵庫県ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議委員(平成17年6月就任)

### プロップの挑戦

私たちの「プロップ・ステーション」(略称プロップ)は「チャレンジドを納税者にできる日本を」というスローガンを掲げ、15年前に小さなボランティアグループから活動を始めました。

「チャレンジド」とは、「神さまから挑戦という課題、あるいはチャンスを与えられた人」を意味し、障害を持つがゆえに体験するさまざまなことを、自分自身や社会のためにポジティブに生かしていく想いをこめた障害を持つ人の呼び名です。チャレンジドたちは、働くことによって税金を納めるというだけではなく、「人間としての誇り」を自分自身の力で取り戻すことができるのです。チャレンジドたちが勉強し、仕事をするなかで、いきいきとした表情に変わっていく姿を目撃しました。

グループ名の「プロップ(PROP)」には、「支柱」とか「支え合う」という意味があります。少子高齢社会が急速に進行する日本で、本当に支えられることを必要とする人(認知症、重症心身障害の人など)を守ることができる意識や経済力を持つためには、「一人でも多くの人が自分の身の丈に合った働き方で支える」という社会に変化していかなければならないと思うのです。

### 未来への先行投資

この活動を始めるきっかけとなったのは、一人の青年との出会いからでした。彼は高校3年生の時、ラグビーの試合中に首の骨を折り、左手の指先と首が少し動かせるだけの重度の障害を持つことになりました。しかし彼は、「考える力はまだ残されている」と、両親や周囲の応援を得て、大学院まで進み、家業のマンション経営を継いたのです。彼の姿から、「本人の意思」と「それを応援するまわりの人たち」、それに「最新の科学技術」、この三つがうまく組み合わされれば、介護を受けながらでも、実業家として堂々とやっていけるということを確信しました。

活動の第一歩として、一流のエンジニアやクリエイターによる最新のコンピューターに関する

学習会をしようと思いました。しかし、瞬時に挫折。とにかくお金がかかるのです。そこで、「未来のために先行投資をしてほしい、その成果は必ずお返しするから」とさまざまな企業をたずねてまわった結果、「ユニークな考えだ、投資しよう」ということで、学習会をスタートすることができたのです。そこで学んだ人々は、今や高度な技術を身につけ、プロとして仕事をこなすだけではなく、学習会の講師となって次の人たちを育てていくという循環が生まれています。



Pop-up・コンピュータセミナー

### 娘に教えられ、そして広がる輪

私は33年前に重症心身障害の娘を授かりました。人間のすばらしさ、その人のできることや伸びようとするところに着目し、みんなで力を引き出していくということは、まさに娘からはじめて教わったことなのです。これまで障害を持つ子どものお父さん、お母さんとたくさんお付き合いをしてきましたが、口々に「この子を残して安心してよう死にません」とおっしゃいます。みんなができるとを発揮し、みんなで支え合いをしようという国になつたら、もしかしたら私は安心して死ねるのではないかと思うのです。母ちゃんの“わがまま”ではじめた活動ですが、さまざまに支えられ輪が広がってきました。チャレンジドや高齢者が「元気と誇りをもつて働く国」、そして私の娘のように「働く」という形で貢献できない人も「尊厳を持って存在できる国」にするために、これからもPop-upの活動を通じてお役に立ちたいと思っています。

企業経営者人権啓発セミナー（平成18年3月9日 東条町）講演（要旨）

### 障害のある人たちの働く願いと作業所の元気を社会につなぎます。



デュオこうべ（ハーバーランド/JR神戸駅前地下街）にあるショップ

障害のある人の働く場の一つである授産施設や小規模作業所で制作された授産製品です。

兵庫県では、これらの製品の販路開拓や品質向上の取り組みを進め、障害のある人の仕事の確保を支援しています。

特定非営利活動（NPO）法人

兵庫セルプセンター

ホームページ: <http://hyogo-selp.jp/>

## ○障害者基本法(抄)

昭和45年5月公布、平成16年6月最終改正

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

#### (基本的理念)

**第三条** すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

- 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
- 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第四条** 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

#### (国民の理解)

**第五条** 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

#### (国民の責務)

**第六条** 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

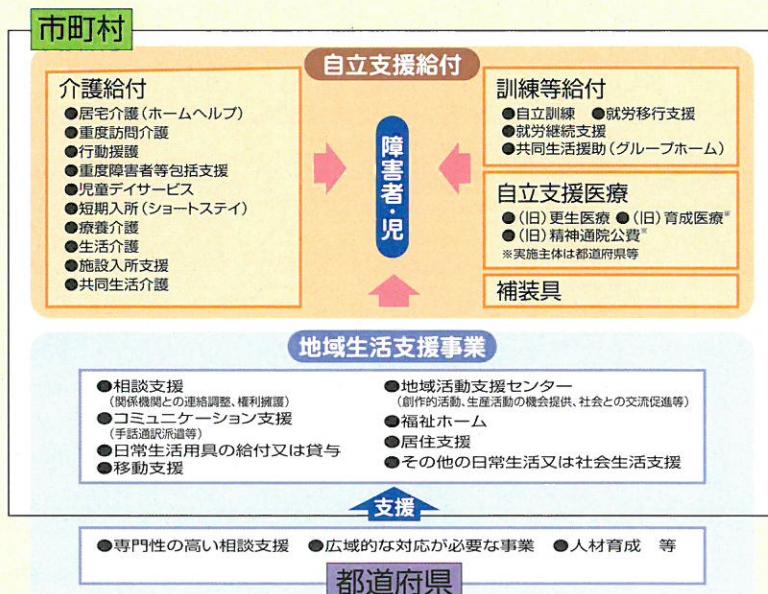
- 2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者的人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(アンダーラインは平成16年6月で改正された箇所)

## 障害者自立支援法が施行されます

障害のある人が福祉サービスを自ら選択し、事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成15年度に導入されましたが、障害種別ごとに縦割りで提供されている、また地方自治体間でも格差があるなどの課題がありました。

そこで、こうした課題を解決するとともに、利用できるサービスの充実を図るために、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障害種別にかかわらず、サービスを利用するための仕組みが市町に一元化されるとともに、施設・事業体系の再編が行われます。大きくは、介護や訓練等の自立支援給付とコミュニケーション支援等の地域生活支援事業で構成されています。



# ○発達障害者支援法(抄)

平成17年4月施行

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

### (国民の責務)

**第四条** 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

### (権利擁護)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

### 用語

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害で、そのうち知的発達の遅れを伴わないものを高機能自閉症といいます。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものです。

学習障害(LD:Learning Disabilities)とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないのですが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すものです。

注意欠陥／多動性障害(ADHD:Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

注:文部科学省の調査研究協力者会議の報告による定義

・LD…「学習障害児に対する指導について(報告)」(平成11年7月)

・ADHD、高機能自閉症…「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月)

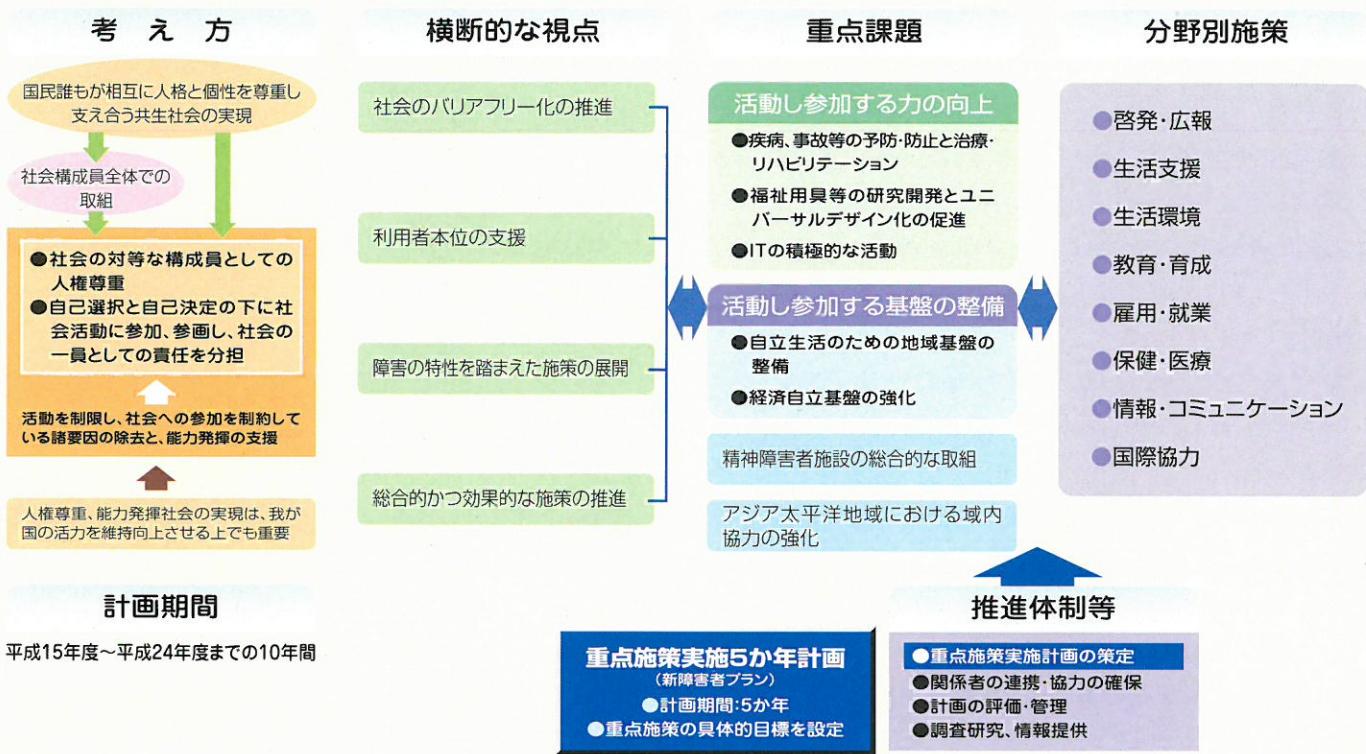
## 総合的なバリアフリー法制定の動き(ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化)

現在、国(国土交通省)においては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策を推進する観点から、建築物や公共交通機関のバリアフリー化、駅等を中心とした一定の区域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、「ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)」と「交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)」を一体化し、両法の現在の内容に加えて、

- ①一定の道路、公園、駐車場について新設等に際しバリアフリー化を義務づける
  - ②旅客施設から徒歩圏外のエリア、旅客施設を含まないエリアもバリアフリー化の計画を作成可能とする
  - ③利用者、住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置を講じる
- 等を新たに盛り込むバリアフリー新法の制定が検討されています。

## ○障害者基本計画(枠組み)

平成14年12月 開議決定



## ○兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針(抄)

平成13年3月策定

## 6 身近な人権課題

人権尊重の理念に関する理解を深めるためには、法の下の平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を現実社会の中で具体的な問題としてとらえ、身近な課題に積極的に取り組んで解決していくこうとする視点との両面からのアプローチが大切です。理念の理解を常に現実の問題に結び付けなければなりません。

その意味で、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画でも重要な課題とされている、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等の人権課題について、各課題ごとの施策にかかる個別計画等に基づきこれまで進められてきた人権尊重の視点からの取り組みや今後の方針等を踏まえつつ、以下のように教育及び啓発を進めます。

## (4) 障害者

障害者が地域社会の中で暮らしていく上で様々な障壁があります。すなわち、道路の段差や階段、駅舎エレベータの不備などの「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、さらには差別や偏見等の「心理的な障壁」、点字図書や字幕付テレビ放送が不足していることなどの「文化・情報面の障壁」です。今日では、これらの障壁に加え、障害者に対する企業や施設内等での虐待や暴行、さらには、財産侵害などの人権問題が生じています。

本県では、従来の障害者施策の基本的考え方である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を踏まえ、障害者をはじめとするすべての人々が人間としての喜びや社会の一員としての充実感を持ち、積極的に社会参加し自己実現を図るため、保健、医療、福祉、芸術、文化等あらゆる面から総合的にアプローチする「ヒューマンケア」の考え方を基本理念とした諸施策を展開し、特に「心理的障壁」に対しては、「こころのバリアフリー」を計画推進の具体方策の一つとして掲げ、障害者に対する差別や偏見を解消するべく努めています。さらに、高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、障害者の権利の擁護に努めています。

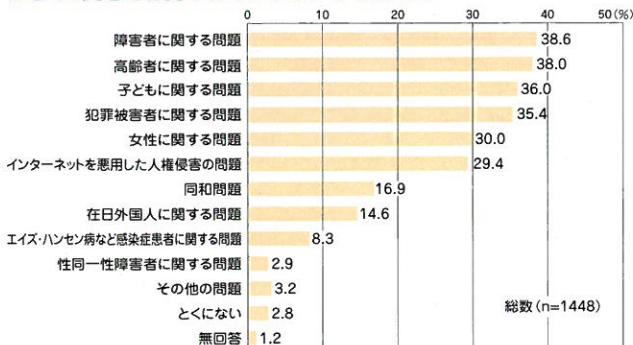
今後も、「“すこやかひょうご”障害者福祉プラン」に基づき、障害者と障害のない人が同じ権利と義務を持つ一人の人間であることを認識し、障害者が容易に自己実現を図れる「共に生きる社会」を構築するべく、スポーツや音楽、文化活動に関するイベントや交流事業、広報活動等をはじめ様々な機会を通じて、障害や障害者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障害者やその家族に対しても積極的な社会参加と自律を促すなど、障害者にかかる様々な障壁を取り除くための教育及び啓発を推進します。

# ○平成15年人権に関する県民意識調査(抄)

平成15年11月 兵庫県、(財)兵庫県人権啓発協会

## (3) 関心のある人権問題

日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたがとくに関心をお持ちのものをあげてください。



## (4) 障害の人権問題に関する意識

障害のある人に関することで、あなたが、人権上とくに問題があると思われるのはどのようなことですか。



# ○「兵庫県福祉のまちづくり条例」のあらまし

平成4年10月9日 制定  
平成14年3月 改正、同年10月1日 施行

## すべての人が社会参加できる福祉のまちづくり

21世紀の超高齢社会を迎える、高齢者や障害者を含むすべての県民が自由に移動し活動することができる福祉のまちづくりを強力に推進します。

## 県、市町、県民及び事業者が一体となった福祉のまちづくりの総合的推進

- 県の責務：福祉のまちづくりに関する総合的な施策の策定、推進などをています。
- 市町の責務：地域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策の策定、推進などをいます。
- 県民の責務：自ら進んで生活の自立と能力の發揮に努め、かつ、相互に協力して高齢者、障害者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めます。
- 事業者の責務：事業活動を通じて、高齢者、障害者等が安全かつ快適に施設を利用できるように努め、かつ、県民と協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めます。

## 福祉意識の高揚

県は高齢者、障害者等に対する理解と思いやりのある児童を育成するための福祉教育を推進します。県及び市町は、県民の福祉意識の高揚、必要な情報の提供等に努めます。

## 高齢者や障害者に配慮した施設の整備

- 特定施設の整備
  - ・店舗、駅、公園など多くの県民がたびたび利用する施設(特定施設)を新・改築等する場合は「特定施設整備基準を守らなければなりません。
- 小規模購買施設等の施設の整備
  - ・用途面積が100m<sup>2</sup>未満の店舗など生活に密着した身近な施設(小規模購買施設等の施設)については、「小規模購買施設等整備基準」に適合するよう、その整備に努めなければなりません。
- 公用車両の整備
  - ・鉄道車両や路線バスについては、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければなりません。
- 住宅の整備
  - ・すべての住宅について、高齢者や障害者はもちろん若い人も老後まで住み続けることができるよう、「住宅整備基準」に基づいて、住宅の整備に努めなければなりません。

# ○“すこやかひょうご”障害者福祉プラン

平成17年11月改定

障害者基本法に基づく「障害者福祉プラン」は保健、医療、福祉、教育、労働等、障害者のための幅広い施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画です。前回のプランが平成17年を終期としていることから新たに改定が行われました。平成13年5月、世界保健機関(WHO)は、従来の国際障害者分類を改定して国際生活機能分類(ICF)を発表し、個人を取り巻く環境を変えることによって障害のある人が生活しやすくなるという施策に転換する考え方を示しました。この考え方や、共に力を合わせ支え合う共生社会の考え方を重視し、これからの方策を推進することとしています。また、発達障害者支援法の制定を踏まえ、これまでの障害認定基準ではとらえきれない人で継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける人への支援についても盛り込まれています。兵庫県が目指す「ユニバーサル社会」の実現に向けて障害のある人に関する様々な分野の基本的な指針(ガイドライン)となっています。

## ○ユニバーサル社会づくりの推進

### ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

～だれもが主体的に生き、支える社会へ～

#### 背景

##### 〈推進に向けた環境の変化〉

- ①情報通信技術の急速な普及
- ②「共に生きる」理念の重視
- ③国での取り組みの進展  
(参議院「ユニバーサル社会形成促進決議」)

##### 〈地域社会の課題への対応〉

- ①高齢者や女性の社会参加支援
- ②障害のある人の自立と社会参加の支援
- ③地域国際化、多文化共生の推進

##### 〈兵庫で進める意義〉

- ①全国に先駆けて取り組んできた「福祉のまちづくり」の新たな展開
- ②阪神・淡路大震災の教訓と「支え合う」文化の継承

#### めざすべき社会像

**年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわりなくだれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会**

#### 基本目標及び取り組みの基本方向



##### 【基本目標1】

だれもが、たがいの人格と個性を尊重し、支え合う社会

##### 【取り組みの基本方向】

- (1)「一人ひとりを大切にし、支え合う」意識を高める
  - ・「ユニバーサル社会づくり」の考え方の普及
  - ・「ユニバーサル社会づくり」事例の収集発信
- (2)学校教育や生涯学習の場で学ぶ
  - ・学校教育の充実
  - ・生涯学習の充実
- (3)「ユニバーサル社会づくり」の担い手を増やす
  - ・地域・職域でのリーダー養成
  - ・ボランティア人材の登録・育成
  - ・大学などにおける専門人材の養成



##### 【基本目標2】

だれもが、容易にモノを利用し、質の高いサービスを共有する社会

##### 【取り組みの基本方向】

- (1)だれもが使いやすいものづくりを進める
  - ・ユニバーサルデザイン製品の研究開発
  - ・ユニバーサルデザインのものづくりを進める人材の養成
  - ・ユニバーサルデザイン製品の普及促進
- (2)さまざまなニーズに応え質の高いサービスを行う
  - ・行政サービスのユニバーサルデザイン化
  - ・民間サービスのユニバーサルデザイン化



##### 【基本目標3】

だれもが、多様な方法で、理解しやすい情報を手に入れ、交換できる社会

##### 【取り組みの基本方向】

- (1)情報をわかりやすく確実に伝える
  - ・わかりやすい情報の発信
  - ・緊急情報の確実な伝達
- (2)多様な方法で意見や情報を交換する
  - ・情報通信技術の活用によるコミュニケーション環境の整備推進
  - ・障害のある人や外国人のコミュニケーション支援



##### 【基本目標4】

だれもが、安心して住まい、自宅から街なかまで安全・快適に移動し、活動できる社会

##### 【取り組みの基本方向】

- (1)自立し安心して暮らせる住まいをつくる
  - ・高齢社会に対応した住宅の整備と新しい住まい方の普及
  - ・住み慣れた地域で自立して生活するための支援体制の整備
- (2)安全・快適に活動できるまちをつくる
  - ・面的なまちづくりの推進
  - ・建築物のユニバーサルデザイン化の推進
  - ・安全で快適な道路・公園などの整備
  - ・利用者によるまちの検証をもとに改善を図る仕組みづくり
- (3)安全・便利に移動できるまちをつくる
  - ・公共交通のバリアフリー化などの推進
  - ・情報通信技術の活用による自律移動の支援
  - ・交通安全対策の推進
  - ・多様な主体によるバリアフリー情報の提供



##### 【基本目標5】

だれもが、持てる力を発揮して働くなど、主体的に参加、参画できる社会

##### 【取り組みの基本方向】

- (1)だれもが能力を発揮して働く機会をつくる
  - ・一人ひとりの状況や能力に応じた多様な働き方の普及
  - ・高齢者・障害のある人・女性の雇用・就業支援
- (2)だれもが参加・参画できる地域をつくる
  - ・地域コミュニティにおける活動拠点の整備と活動の促進
  - ・文化・芸術・スポーツなどの社会活動を通じた交流の促進

#### 各主体の行動への期待（推進体制）

- 地域づくり活動を通してユニバーサル社会づくりを進める重要な主体
- 行政や企業に提案し、協働する主体

県民・地域団体・NPO・大学

## ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議

行政

企業

#### 「ユニバーサル社会づくり」を進めるにあたっての基本視点

支え合いながら共に生きる考え方の重視

横につながる「連帯」の重視

ユニバーサルデザインの考え方の活用

情報通信技術の活用

- サービス提供や基盤整備を通してユニバーサル社会づくりを進める主体
- 県民やNPO、企業等と協働する主体

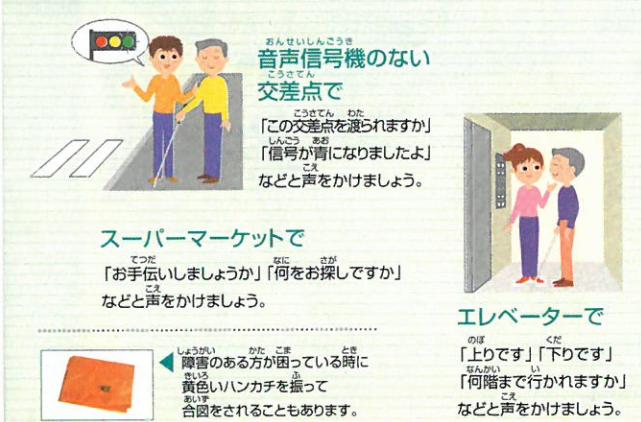
- 企業活動を通してユニバーサル社会づくりを進める主体
- 県民やNPO、行政等と協働する主体

## ○障害のある方への声かけ運動

兵庫県では、ユニバーサル社会の実現に向けた取組の一環として、障害のある方が、地理不案内や電車、バスの乗り降りなどお困りの場合に、誰もが気軽に声をかけ、手助けを行う県民運動「障害のある方への声かけ運動」を平成15年度から展開しています。

障害のある方が公共の場で困っている時、みんなで積極的に「声かけ」をしましょう。

### 目の不自由な方には



### 耳の不自由な方には



### 手足の不自由な方には



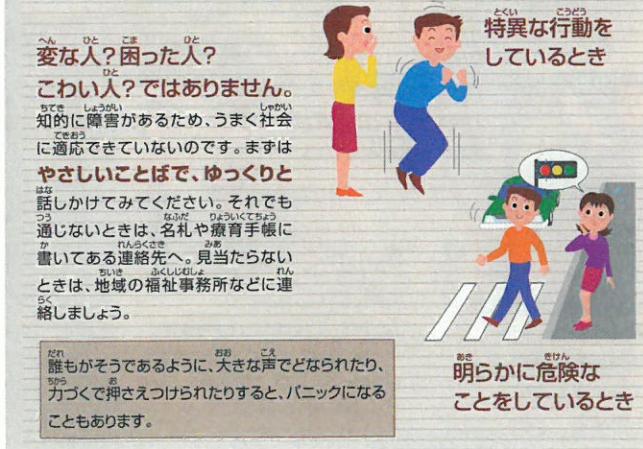
### 身体障害者補助犬 使用の方には



### 車いす使用の方には



### 知的に障害のある方には



**人権に関する相談**

国

- 常設相談所(神戸地方法務局人権擁護課・兵庫県人権擁護委員連合会)

電話・来訪 ☎078(392)1821 月～金曜日 8:30～17:00

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎

県

- 財団法人兵庫県人権啓発協会

電話・来訪 ☎078(242)5359 月～金曜日 9:00～17:00

〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 兵庫県立のじぎく会館内

市町

- 担当地域(市町)の人権擁護委員

**成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等に関する相談**

国

- 神戸家庭裁判所 ☎078(521)5221

県

- 兵庫高齢者・障害者権利擁護センター(あんしんネットひょうご)(兵庫県社会福祉協議会内)

電話・来訪 ☎078(230)9290 月～金曜日 10:00～17:00

市町

- 各市町社会福祉協議会

- 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」(兵庫県弁護士会)

面談のみ(有料) ☎078(341)0550 月～金曜日 10:00～16:30

民間

- 成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部(兵庫県司法書士会)

面談のみ ☎078(341)2755 毎週金曜日 17:00、17:40、18:20

**福祉サービスの苦情に関する相談**

県

- 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会事務局

電話・来訪 ☎078(291)7070 月～金曜日 10:00～16:00

市町

- 居住地の市・町の障害福祉担当

**生活・医療・施設の入所等に関する相談**

県

- 兵庫県立身体障害者更生相談所(総合リハビリテーションセンター内)

来訪 ☎078(927)2727 ※ 市福祉事務所、町役場経由による予約必要

- 兵庫県立知的障害者更生相談所(兵庫県福祉センター内)

来訪 ☎078(242)0737 月～金曜日 9:00～17:15

県・市町

- 県健康福祉事務所、市福祉事務所の各相談員 電話・来訪

**福祉用具・住宅設備等に関する相談**

県

- 総合リハビリテーションセンター 家庭介護・リハビリ研修センター

電話・来訪 ☎078(927)2727 月～金曜日 9:00～17:15

市町

- 各市町の社会福祉協議会

**ITに関する相談**

県

- 総合リハビリテーションセンター 障害者ITサポートセンター

電話・来訪 ☎078(929)1034 月～金曜日 9:00～17:00

**こころの健康に関する相談**

県

- 兵庫県立精神保健福祉センター

電話 ☎078(252)4987 火～土曜日 9:30～11:30 13:00～15:30

- 県健康福祉事務所 精神保健福祉相談窓口

電話・来訪 月～金曜日 9:00～17:00 ただし、医師による相談は月1～2回(要予約)

県・市

- 居住地の保健所

**補助犬の利用に関する相談**

県

- 兵庫県健康生活部福祉局 障害福祉課

電話・来訪 078(341)7711

市町

- 居住地の市、町の障害福祉担当

**悪徳商法に関する相談**

県

- 神戸生活創造センター ☎078(360)0999

- 県内生活科学センター

東播磨生活科学センター ☎0794(24)0999 姫路生活科学センター ☎0792(96)0999

西播磨生活科学センター ☎0791(75)0999 但馬生活科学センター ☎0796(23)0999

淡路生活科学センター ☎0799(85)0999 丹波の森公苑 ☎0795(72)0999

- 兵庫県警察本部生活経済課「ヤミ金融・悪質商法110番」 ☎078(371)9110

## 子育て、教育に関する相談

- 県**
- ・**兵庫県立こどもの館**  
電話 ☎0792-66-4133 9:30～16:30 (火曜日・月末・年末年始除く)  
来訪 土曜日 13:00～16:00 (予約不要)
  - ・**こども家庭センター**(県内8ヶ所)
 

中央こども家庭センター	☎078(923)9966	中央こども家庭センター州本分室	☎0799(26)2075
西宮こども家庭センター	☎0798(71)4670	西宮こども家庭センター川西分室	☎072(756)6633
西宮こども家庭センター柏原分室	☎0795(73)3866	西宮こども家庭センター尼崎駐在	☎06(6423)0801
姫路こども家庭センター	☎0792(97)1261	豊岡こども家庭センター	☎0796(22)4314
  - ・**兵庫県立障害児教育センター**  
電話・来訪 ☎078(222)3604 月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00
  - ・**ひょうご学習障害相談室**(兵庫県立障害児教育センター内)  
電話・来訪 ☎078(222)3604 月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00
  - ・**神戸市こども家庭センター** ☎078(382)2525
  - ・各市町の教育委員会、福祉事務所
- 市町**

## 発達障害に関する相談

- 国・県**
- ・**ひょうご発達障害者支援センター**(クローバー)

センター	(社福)あかりの家 9:00～17:00(土、日、祝祭日は除く)	☎0792(54)3601	Fax 0792(54)3403
加西ブランチ	(社福)ゆたか会 9:00～17:00(土、日、祝祭日は除く)	☎0790(48)4561	Fax 0790(48)4561
芦屋ブランチ	(社福)三田谷治療教育院 9:00～17:00(土、日、祝祭日は除く)	☎0797(22)5025	Fax 0797(22)7885

## 就業・職業に関する相談及び支援

- 国**
- ・**公共職業安定所(ハローワーク)**
  - ・**兵庫障害者職業センター**  
〒650-0833 神戸市灘区大内通5-2-2 ☎078(881)6776
  - ・**神戸障害者就業・生活支援センター**(運営:(社福)神戸聖隸福祉事業団)  
〒650-0897 神戸市兵庫区駅南通5-1-1 ☎078(672)6480
  - ・**加古川障害者就業・生活支援センター**(運営:(社福)加古川はぐるま福祉会)  
〒675-0002 加古川市山手1-11-10 ☎0794(38)8728
  - ・**姫路市障害者雇用支援センター**  
〒670-0074 姫路市御立5-6-26 ☎0792(91)6504
  - ・**総合リハビリテーションセンター** 能力開発課  
電話・来訪 ☎078(927)2727 月～金曜日 9:00～17:00
- 国・県**
- ※兵庫県では、障害者の雇用・就業の促進を図るため、全県レベルで各支援機関からなる「兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク」を設置し、情報の共有化や連携を図っています。
- 県**

## 各種相談、指導にすること

- 県**
- ・**障害者ほっとライン(障害者110番)**

総合相談 兵庫県福祉センター 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-18  
電話・来訪 ☎078(230)9545 Fax 078(230)9553 9:00～16:30 (第3日曜日 年末年始除く)  
・障害種別相談 電話・来訪

身体障害者	兵庫県身体障害者福祉協会 月・木 9:00～17:00	☎078(242)4620	Fax 078(242)4260
知的障害者	兵庫県手をつなぐ育成会 月・水 10:00～16:00	☎078(242)4644	Fax 078(242)4069
精神障害者	兵庫県精神障害者家族会連合会 月～金 10:00～16:00	☎078(360)2618	Fax 078(360)2615
ろう者	兵庫県立聴覚障害者情報センター 水・金 9:00～17:00	☎078(805)4175	Fax 078(805)4192

※県立聴覚者情報センターでは、聴覚障害者向けに生活支援情報を携帯電話にメール配信をしています。

- 市町**
- ・居住地の市・町の障害福祉担当



人権文化をすすめよう

平成18年3月 発行

## 兵庫県健康生活部生活企画局人権担当課長

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
TEL (078) 362-9135 FAX (078) 362-4266

## 財団法人兵庫県人権啓発協会

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号  
TEL (078) 242-5355 FAX (078) 242-5360